

訴 状

2009年4月1日

東京地方裁判所御中

公正取引委員会の不公正に関する請求事件

訴訟物の価額 金 30 万円

張用印紙額 金 3000 円

〒164-0012 東京都中野区本町 2-20-13 若葉ハイツ 14 号

原 告

竺原光江

電 話 03-3373-7230

F A X 03-3373-7230

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-1-1

被 告

国

上記代表者 法務大臣

森英介

電 話 03-3580-4111

請求の趣旨

1. 被告・国（公正取引委員会）は経済産業省 資源エネルギー庁に対して、政策調整を行わなければならない
 2. 被告は原告に対して、30万円を支払え
 3. 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

請求の原因

1. 公正取引委員会への疑念

2008年7月9日より、原告は公正取引委員会に対して、経済産業省 資源エネルギー庁への取り締まり及び政策調整を求めてきた。経済産業省であるはずの資源エネルギー庁は、自由な競争を無視し、偏った原子力政策ばかりを推進している。原子力の発電コストを著しく安く見せ、国家権力を行使し、地域の住民を軽視して原子力を推し進めている。また、再生可能エネルギー業者に対しては、RPS法という電力会社を重要視した法律を定め、再生可能エネルギーの普及を妨げている。公正取引委員会は原告がしたこれらの不公正さの申し出に対し、行動せず、経済産業省への働きかけを行っていない。また、原告の主張に対して、「何が違うのか」という具体的な理由を説明していない。早急の地球温暖化対策が世界的にも求められ、極めて最重要視しなければならない申し出であるにも拘わらず、公正取引委員会が何もしないことは行政庁の不作为である。よって、提訴する。これまでの経緯は次の通りである。

2008年7月9日 甲第1号証	原告は、公正取引委員会を訪問。2名が対応。「資源エネルギー庁による公正取引法違反について（甲第1号証）」を提出する。内容は「資源エネルギー庁は、原子力政策に関して、いくつか不正を働いており、独占禁止法を誘導している」とするものである。
--------------------	---

	<p>(対応) 審査局 情報管理室 内閣府事務官 藤井良太氏 審査局 情報管理室 審査専門官 下山博靖氏</p>
9月26日付け 甲第2号証	公正取引委員会より、通知書(甲第2号証)が届く。原告の申し出は却下。
10月3日付け 甲第3号証	原告は、納得できなかつたため、公正取引委員会に再度、「審査請求書(甲第3号証)」を郵送。
12月5日付け 甲第4号証	公正取引委員会より回答(甲第4号証)が届く。原告の申し出は再び却下。
12月8日	<p>事前に公正取引委員会より連絡があり、1人で訪問。職員5名が対応。被告は「公正取引委員会は、事業者を対象としている」との説明を受ける。「政策調整は行う」とのことだったので、原告は「政策調整をお願いしたい」と陳情する。</p> <p>(対応) 経済取引局 調整課 課長補佐 丸山幹夫氏 経済取引局 調整課 総括係長 能勢弘章氏 官房総務課 広報官 内田朗義氏 官房総務課 広報係長 渡辺啓一氏 官房総務課 企画官 向井康二氏</p>
12月26日付け 甲第5号証	12月8日の面談に対し、内容を書面に残しなかつたので、原告は書面(甲第5号証)を作成。公正取引委員会に郵送。
2月2日付け 甲第6号証 甲第7号証 甲第8号証	12月26日付けの書面に対して、原告は、追加の書面(甲第6号証)を郵送。公正取引委員会に対する申し出は、現在、公判が継続されている「平成20年(行ウ)第403号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求事件」に関連している。よって、そこでの裁判の書面(甲第7号証・甲第8号証)を提出する。
3月10日	原告は、公正取引委員会に電話し、「その後どうなったのか」を確認する。丸山課長補佐の返事が「何もしない」とのことだったため、提訴を決意。

2 . 違法性

公正取引委員会の対応は、行政事件訴訟法 第 3 条第 5 項に違反している。

5 この法律において「不作為の違法確認の訴え」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであるにかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。

公正取引委員会が資源エネルギー庁への政策調整を行わないことは、「処分すべきであったのにしない」という行政庁の不作為である。原告は、原告に対応した職員を問題視しているのではなく、組織の判断力を問うている。よって、公正取引委員会委員長である竹島一彦氏にその責任があると考ええる。

3 . 公正取引委員会に確認したい事

ひとまず、原告の申し出が却下されたその理由について、詳しい説明を求める。

原子力の発電コスト 5.9 円 / kWh は、虚偽と言えるかどうか。偽りであった場合、再生可能エネルギー事業者の活動を妨害しているかどうか。

再生可能エネルギー（太陽光発電や風力発電）のコストについて、耐用年数を意図的に減らしていると言えるかどうか。

RPS 法について、2010 年度の新エネルギーの導入目標は、年 122 億 kWh である。総電力量の 1.35% 程度であることは、不当に再生可能エネルギーの可能性を抑圧したものであるかどうか。また、原子力の目標が 1998 年時点で「1997 年度の 5 割以上」の目標であったことは、再生可能エネルギー事業者の抑圧につながっており、原子力だけを優位に進めようとした結果だと言えるかどうか。

RPS 法の「1kWh 当たり 11 円以下」の上限設定は、再生エネルギー事業者を法的な力を利用して妨害するものであると言えるかどうか。また、東北電力における風力発電の購入における買い取り価格（2006 年度）の、夏季の平日の昼間が 4.90 円 / kWh、その他の季節の平日昼間が 4.20 円 / kWh、夜間が 1.80 円 / kWh は買い叩きであると言えるかどうか。

何度も臨界事故を起こしている原子力を「安全である」と宣伝することは、過大広告と言えるのかどうか。

日本卸電力取引所において、大口の需要家を排除していることは、電力の自由化

を進めようとしていると言えるかどうか。

4 . 訴額

公正取引委員会が資源エネルギー庁に対して政策調整を行わないことは、原告に大きな精神的苦痛をもたらしている。「地球温暖化防止・脱原子力・再生可能エネルギーの普及」は原告の人生における使命である。資源エネルギー庁が国民の嫌がる原子力を一方的に押し進め、再生可能エネルギー業者の自由な競争を妨害しているという原告の主張も正しい。その主張を無視するということは、「公正取引委員会は、政府に甘く、民間に厳しい」という不公正さを象徴している。2009年3月10日に提訴を決意し、さらに地球温暖化対策に遅れが生じたことは、大変なストレスを原告に与えている。口角炎も発症した。3月19日、病院から診断書（甲第9号証）をとったので、証拠として提出する。精神的苦痛として、30万円を要求する。

以上

原告が用いる証拠

- 1 . 甲第 1 号証 原告 / 「資源エネルギー庁による公正取引法違反について」
- 2 . 甲第 2 号証 公正取引委員会 / 「通知書」
- 3 . 甲第 3 号証 原告 / 「審査請求書」
- 4 . 甲第 4 号証 公正取引委員会 / 「申告の処理に係る申出について」
- 5 . 甲第 5 号証 原告 / 上記「申告の処理に係る申出について」への回答
- 6 . 甲第 6 号証 原告 / 上記の回答への追加文章
- 7 . 甲第 7 号証 原告 / 上記の追加文章に同封した書面。「平成 20 年（行ウ）第 403 号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求事件」における被告・国の準備書面（ 2 ）の 3 ページ
- 8 . 甲第 8 号証 原告 / 上記の追加文章に同封した書面。「平成 20 年（行ウ）第 403 号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求事件」における原告の準備書面（ 3 ）の 3 ページ
- 9 . 甲第 9 号証 病院の診断書

付属書類

- 1 . 訴状副本 1 通
- 2 . 甲号証写し 1 通